

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○高島委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

森山委員に引き続き、大阪・大阪コンビで水道法の改正案について質問をさせていただきますと思います。

今回、改正案ということで見させていただきました。まず、第一条の条文の「目的」が変更になっているかと思えます。一条、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化する」、ここが変わりました。「ことによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」。

以前であれば、「水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」ということでしたけれども、これが水道の基盤強化という文言に変わったという事で、先日の高橋委員の議論の中でも大臣の方からは、計画的な整備、保護、育成も水

道の基盤強化に含むという答弁をされておられるかと思えます。ですので、今回改正案が本当に水道の整備、育成、こういう意味を含む基盤強化になっているのか、この視点で質問をさせていただきますというふうに思っております。

まず、二〇一三年三月に策定された新水道ビジョン、ここでは、強靱、持続、安全な水道を目指す、この三つを指すということが書かれているわけです。しかし、先ほど森山委員からの質問にもあったとおり、二十四条にコンセッション、公施設運営権の設定をできるというふうにしたコンセッション方式は、本当に新水道ビジョンの強靱、持続、安全な水道を目指す方向性と整合性がとれているのか、私は非常に疑問を感じております。

また、水道法の第六条第二項では、「水道事業は、原則として市町村が経営するもの」というふうになっております。人口減少時代にダウンサイジングもしなければいけないことは理解をいたしますし、垂直統合や水平統合を含めた広域連携も必要であるとは思いますが、しかし、その方向と、本当にコンセッション方式がその解決策なのかという点については、先ほどからあるように、疑問があるところであります。

皆様のお手元に配付資料を配らせていただきました。実は、ヨーロッパ、そしてPFIの生みの親でありますイギリスでは、今、PFIは反省の時代に入っています。これは資料なんですけど、もう一つ、実はこのイギリスでカリリオンという建設会社がこの一月に、十六億ポンド、約二千四百

四十億円の負債を抱えて経営破綻して、会社清算することになりました。ここはイギリスのPFI事業を多数受託している会社でありまして、病院や道路の建設を手がけるほか、刑務所の保守管理や学校給食の提供も行っていた。新聞記事によると、イギリス政府はまずこうした約四百五十件の契約で支障が生じないように対応しなければならぬというふうに記してあります。

公共事業を民間会社に委託するリスクというのは、こういった経営破綻ですね。そうなると契約が履行されないわけですから、次の委託先はどうするんだとか、非常に困難な対応を探らなくてはいけない。イギリスで起こった、このPFIを受けていた会社の破綻というのが、じゃ、本当に日本は関係ないんでしょうか。

さらに、先ほどの配付資料にありますとおり、イギリスの会計検査院がPFIの費用対効果をまとめた報告書というのを出しました。それをイギリスのガーディアンという新聞が記事にした部分を、これは国会図書館にちよつと訳してもらったんです。そうすると、納税者はPFI契約の二百億ポンド負担、二百億ポンドというのは二兆九千億円、負担している。中には、公的資金による事業よりも四〇%高いPFI事業のコストがあるんだということが書いてあるわけです。

ここに書いてあるのを見ると、例えば二つ目のパラグラフには、イギリス会計検査院はPFI及び、PFI2というんですけれども、プライベートファイナンス2の利点については言及していない。つまり、PFIで何の利点があるかわからな

いというふうなところで書いてあると。
四つ目のパラグラフでは、PFI調達の便益に関する利用可能なデータが依然として不足している。

そして、五つ目のパラグラフでは、その他、報告書では、PFI事業の費用に含まれる保険料が過大となっていることが、実施中のPFI事業を途中で中止して公営事業に戻した場合、多額の追加費用が生じることを指摘しているというところで、今やイギリスの会計検査院も、そして同様のことは、実はEUの会計検査院でも同じようなことが指摘をされています。

ですから、今、日本に必要なのは、PFIやコンセッション方式をこのように広げて進めることではなくて、これらの、先にPFIを導入した国で起きているさまざまな現象についてまず検証すべきではないかというふうに思います。

今回、水道法にコンセッション方式を導入するというところですけれども、私、この導入の仕方も非常に強引だなというふうに思いました。

二〇一四年の六月二十四日に閣議決定された日本再興戦略の中で、公共施設等運営権方式について、二〇一六年度末までの三年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき目標を設定する。この中には、わざわざ上水道と書いてあって六件というふうな件数まで書いてあります。

そして、この三年間ではできなかったということとで、さらに、日本再興戦略二〇一六で、交付金も補助金もつけて、そして、昨年六月のPPP/PFI推進アクションプランでは、「集中強化期

間を平成三十年度末まで伸ばし、次に掲げる措置等により、六件のコンセッション事業の具体化を目標とする。合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。」ここまで書かれているわけです。

先ほど、大臣は、コンセッションはいけるところはいつてほしいみたいなことを言っていたわけですが、ここには、こうして具体的な六件という目標まで挙げているわけです。

確認ですけれども、この六件というのは、厚労省の目標ということではないでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

六件の目標についてでございますけれども、日本再興戦略二〇一四などにおいて掲げられた上水道事業の目標につきましては、直近では、平成三十年六月十五日の民間資金等活用事業推進会議において決定したPPP/PFI推進アクションプランにおいて、先ほど御指摘いただきましたように、二十六年から三十年度までを集中強化期間として、六件の具体化が目標とされているということでございます。こういった推進会議において決定されたものということでございます。

○尾辻委員 ですから、この六つの目標というのは、厚生労働省の目標となるということですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省も入るということでございます。

○尾辻委員 とすると、先ほど大臣が答弁でおっしゃった、これは自分たちは、決してそこを全部やりなさいということじゃないとか、いけるとこ

ろはいつてほしいと言ったことと、これは私はちよっと矛盾しているんじゃないか、違うんじゃないかというふうな思うんですけども、この六件、わざわざ目標を立てて、そして交付金も入れて、補助金もつけて、そして期間まで区切って六つということやでやること、これと先ほどの説明は、大臣、矛盾しないでしょうか。

○加藤国務大臣 いや、先ほど申し上げたのは、全ての市町村にこうしてほしいということを申し上げているわけではなくて、基本的には、それぞれの市町村において選択をしていただく、その地域の状況に応じて判断していただく。

この六つについても、あなたのところはこれをやりなさいというわけではなくて、そうした事例が生まれてくるように、一種のモデル事業ということになるのかもしれないけれども、我々もそうしたことをやりたいということに対してそうした支援を行っていくということでありますから、別に矛盾しているものではないというふうに思います。

○尾辻委員 私から見ると、最初に政府がやった三年間では出てこなかった、それをわざわざまた期限まで区切って、このように補助金、交付金まで出してやっているというのは、どう見ても、そちらに誘導している政策だというふうに判断、受けとめられると思います。

ちなみに、この六つの自治体というのはどこのか。そして、その自治体議会はそれに対して、例えばどういうふうな言っているのかもわかれば、一緒に教えてください。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

これまで水道分野においてコンセッション事業を実施した事例はございませんけれども、資産評価、デューデリジェンスに着手又は同等の検討を実施した案件としては、ちょうど六件ございまして、まず宮城県、それから宮城県村田町、静岡県浜松市、静岡県伊豆の国市、それから大阪市、奈良市、この六件でございます。これらについては達成される見込みと伺っているところでございます。

○尾辻委員 議会の状況というのはおわかりになりますか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

宇都宮審議官。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

ちよつと詳細はまだ把握してございませんが、さまざまな意見があるということをお伺っております。

○尾辻委員 達成の見込みというのは、資産というか財産を評価する、デューデリジェンスですかね、それだけのことが達成見込みなんですか。それとも、コンセッションを達成する見込みという答えなんですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

このアクションプランの目標が達成される見込みということでございます。

○尾辻委員 アクションプランの目標というのは何ですか。

○宇都宮政府参考人 この目標につきましては三点ございまして、一つ目は集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、二つ目は実施方針公表段階となる予定の案件、そして三つ目は事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件、以上でございます。

○尾辻委員 それは議会で承認を得ないといけないことではないかと思うんですけども、達成見込みと言ってしまうていいんでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

先ほどの三点目の方、具体的な検討を行っている段階ということでは、達成ということと考えられると思います。

○尾辻委員 こういうふうには、これは地元自治体や地元議会の承認も必要なことですから、こうやって、国が六つとか言っていていく方法というのは、本当に地元議会を無視しているんじゃないかというふうにも私は感じています。

配付資料の四ページ、おめくりいただきました。右の方を見ていただきたいんですが、世界の民営化水道、これが今、PSIRUという、公共サービスリサーチ連合というところによると、二〇〇〇年から二〇一五年三月末までの十五年間で、世界では三十七カ国で民営化された二百三十五水道事業が再公営化されたというふうに報告をされておりまして。パリ、ベルリン、アトランタ、インディアナポリス、ブエノスアイレス、ラパス、ヨハネスブルク、クアラルンプール。

この再公営化というトレンドを、どのように厚

生労働省としては捉えているんでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

二〇一五年に出されました、海外で二百三十五件の自治体が再公営化されたことを示している報告があるということは承知してございます。

一方、例えば二〇一五年のフランス水道協会の報告書によりますと、一九九八年から二〇一一年までの間にフランス国内でコンセッション方式等で契約された事業のうち約九七％は民間との契約を更新している、こういった事例もございまして。ことから、例えばフランスにおいては、一律に民間による運営から公的主体による運営に戻すことが進行している状況であるとは認識していないところでございまして、さまざまな状況があるのではないかというふうに感じているところでございまして。

○尾辻委員 この再公営化されたところについては、厚生労働省としては検証されたりはしているんでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

我々としても、再公営化された海外の事例などを踏まえて今回の水道法改正法案を提出させていただいているということもございまして、そういった事例を教訓に、今回の制度改正を行おうとしているところでございます。

○尾辻委員 コンセッション、次ちよつと行きまされども、契約年数ですけれども、大体二十年から三十年を予定しているというふうには、私、聞いていますね。大体二十年から三十年のスパンを予測しているということも合っているかどうか

か。そして、もし、二十年とか三十年とかいうスパンというのは、余りに私長いと思うんですけども、まずその事実の確認をしたいと思えます。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

コンセクション方式は二十年以上の長期契約が一般的でありまして、長期にわたって事業を行うことで、民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に活用できる、地方公共団体や住民にとつて効果的な施設の整備、管理による安定的な給水サービスを受けることが可能となるメリットがあると考えております。

長期の契約事業期間中に発生する可能性のある天災、需要の変動及び物価変動等、予測不可能な事象につきましては、地方公共団体とコンセクション事業者の間でこれらのリスクをあらかじめ認識し、リスクが顕在化した場合の費用負担等の対応を事前に実施、契約に定めることにより対応することとなります。

○尾辻委員 長ければ長いほど、これはメリットもあるかもしれませんが、私はデメリットもやはりあると思うんですね。そこはいろいろ工夫をしていくということなんですが、本来であれば、やはり五年ぐらいでちよつと見直しをしっかりとしていかなければいけませんし、二十年、その自治体で水道事業を民間が運営してしまえば、もうそこには自治体でできる職員がいなくなってしまうんじゃないか。つまり、一度コンセクションにしてしまえば、もうその水道事業は再公営化、例えばそれがうまくいかなかったり、もう戻すときに人がいなくなるんじゃないか、私はそんな心配

もするんですね。

先ほど大沼政務官からのお答えにもあったように、災害時じゃあどうするのかというのをもう少し詳しくお聞きしたいんですけども、これは確認ですけれども、もしコンセクションの事業実施の自治体が、例えば地震などで被災をして断水とか漏水した場合、これはこの民間企業で対応できるのか、そして、自治体職員であれば地震が起これたら何号招集とかで招集されるわけですけども、こういう招集はどのようにして可能になって、どのように担保されているのか、教えてください。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

コンセクション導入時の災害時の対応につきましては、どこまでを民間企業に委ねるかをあらかじめPFI法に基づく実施方針及び実施契約で決めることとなります。このため、契約で義務づけることによつて、断水、漏水した場合の対応や給水車による応急給水、補修、点検などの応援を民間事業者に行わせることも可能でございます。

なお、コンセクション方式を導入するに当たりまして、水道事業者であります地方自治体は、災害等の非常時における当面の事業継続のための措置をあらかじめ定めることが求められております。厚生労働大臣が、その措置につきまして、近隣他市が被災した場合等の対応を含む他の水道事業者との相互協力体制につきましても確認した上で許可を与えることとしております。

○尾辻委員 契約で可能ということですから、その契約が締結されるかどうかというのは、別に許可の条件じゃないということですよ。契約に入

っていたらやりますし、入っていないければやらないということになるということではないですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

そういったことも含めまして、災害時の対応についてしっかりと対応できるかということや厚生労働大臣の方で確認した上で許可をするということでございます。

○尾辻委員 次に、被災が近隣だった場合、どうなるのかということですが。

今回、大阪の北部地震のときも、高槻、そして箕面が断水をしたときに、近隣から、大阪市や堺とか、そういうところから給水車がやってまいりました。

こういう近隣他市が被災した場合に、例えばコンセクションをしている市は、その民間会社に給水車を送れと言えるのか、漏水している部分とかを補修、点検するように言えるのかということ、それはどうなるんでしょう。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

コンセクション方式を導入いたしましても、水道事業者は市町村のままでございますので、現行の日本水道協会による自治体同士のそういった応急支援などの枠組みは使えるということでございます。

○尾辻委員 それは契約に入れるということですか。契約があったら行くし、契約がなければ行かない、そこも確認したいんですけども。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

契約は、あくまで水道事業者である自治体と契約を引き受ける民間事業者との契約でございますし

て、今の、近隣の市町村からの応援というのは、あくまで水道事業者である被害を受けた市町村と近隣の市町村の関係ということでございます。

○尾辻委員 ということは、コンセッションをやっている民間会社に、自治体は、悪いけれどもどこどこに給水車をやってくれと言えればできるということではないですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

今のお尋ね、民間に対してではなくて、つまり自分が被災している自治体が近隣の自治体にそういう応援をお願いするというところでございまして、その民間の事業者に対しては、あくまで被害を受けたときに応急に招集するというような契約を交わしていれば、そういう民間事業者にも招集をかけるられるというようなことでございまして、ですから、その民間の関係と近隣の自治体との関係は、また分けて考える必要があると思います。

○尾辻委員 ですから、私が聞いているのは、その自治体、被災したのはコンセッションの自治体じゃないんです、近隣の自治体が被災をしました、で、コンセッションを実施している自治体が応援に入る、日本水道協会からの応援に来てくれというところがあったときに、民間会社に対して、給水車を出してくれと言いうことができるのかということ聞いております。

○宇都宮政府参考人 お答えをいたします。

そういったことにつきまして、契約で義務づけることによりまして、可能だということでございます。

○尾辻委員 逆に言うと、契約でそれをやっている

なければ、ないということですよ。それは別に許可の範疇ではないですよ。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

個々の事例についてなかなか現時点でお答えするのは難しいと思いますけれども、やはり自治体が、非常に小さい自治体が密集しているとか、そういう場合にはそういったことも含めて検討する可能性もございまして、やはりそれはケース・バイ・ケースではないかなというふうに考えてございます。

○尾辻委員 一番大事な災害の応援が、コンセッションはできるか、できないか今の時点ではわからない、可能性があるとかそういう答えだったというのは、私、これは非常に問題があると思いますよ。

水道ってライフラインですからね。そのライフラインが、特にこの地震大国である日本で、水道管とかが破裂して水道が通らなくなったときに、コンセッションであれば、いや、契約次第ですみたいなことで本当にいいのか、ここは再考していただきたいと思います。

そして、このコンセッションになって、先ほど申し上げたように、じゃ、自治体職員に水道事業がわかる人がいなくなっていくんじゃないかということは、非常に私、危惧をしております。特に熊本地震のとき、熊本地震のこの水道の報告書を見ると、今でも、水道職員の減少や経験不足で断水のときの対応が難しかったという報告書が上がってきております。

本当に、コンセッション方式をやったときに、

このモニタリングによって適切に管理監督ができるのか、そしてその権限などは本当に管理監督者にあるのか、教えてください。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

先ほどから御答弁申し上げていきますように、この水道事業におきまして、PFI法に基づいて地方公共団体がサービスの水準その他枠組みを事前に条例等で定めた上で、議会の議決を経てコンセッション事業者が決定されて、水道事業を運営することになる。

今般の水道法改正法案では、地方公共団体からコンセッションの事業の内容、経理状況等々の実施計画書の提出を受けて、厚生労働大臣が、確実性、合理性のある計画となっているか、そういったことについてを審査して許可する制度としていくということでございます。

加えまして、PFI法に基づいて地方公共団体がモニタリングをする、改正水道法案に基づいて厚生労働省がモニタリングをする、こういったことによりまして、安全な水の安定供給というものは担保されるものと考えているところでございます。

○尾辻委員 この指導監督は、きつちりと権限は担保されているんですか。モニタリングして、ここがおかしいよとかいうときには、こうやって変えてくださいとか言えるんですか、自治体。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

PFI法に基づきまして、言えるということでございます。

○尾辻委員 私は、これは担保が本当にされている

るのか疑問なんです。

ちよつとこれは熊本地震の報告の際に気になったんですけれども、地震の際の水道の災害マニュアルがなかったというふうに書いてある自治体が結構あったんですね。

今、自治体における地震などの災害時の水道マニュアルの整備の割合というのは何%ぐらいなんでしょうか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

宇都宮審議官。

○宇都宮政府参考人 失礼いたしました。

厚生労働省としては、水道事業者に対して、地震などの災害時の応急給水や水道施設の復旧の体制に関しまして、水道事業者とコンセッション事業者の役割分担、両者の連携方法等々、危機管理対策マニュアルを策定することを求めていくことを想定してございますが、具体的にどのくらいの整備状況かというところは、現時点では把握してございません。

○尾辻委員 私、メールで返してもらったんですけれども、全国における地震に対する災害マニュアルの策定状況はどの程度かと私が聞いたところ、返ってきたお答えは、全国千四百七十事業者のうち、六二%に当たる九百十五事業者が地震対策マニュアルを策定済みということで、これは日本水道協会の平成二十七年水道統計ということになっていますが、というふうにお答えいただいているんですね。

とにかく、六二%に当たる九百十五事業者しか地震対策マニュアルがないということは、これは大丈夫ですか。今、私も質疑しても、把握してないと答えられたので、これは本当に大丈夫なんですか。コンセッションをやるとかどうこうの前に、災害に対する対策すらすらとできていないということでは困りますよということ、これはしっかり把握してください。

そして、これが九百十五しかないということは、六二%で、三八%は少ないですから、これは災害対策マニュアル、ちゃんとつくらないといけないと思いますよ。

あと、次、確認します。

コンセッション方式ですが、これもイエスカノーかで答えていたんですが、今、広域化したときの一部事務組合、この一部事務組合もコンセッション方式は可能なのかどうか、これだけ答えてください。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

一部事務組合が経営する水道事業においてもコンセッション方式を導入することは可能でございますが、この場合、一部事務組合の議会が承認する必要がありますということでございます。

○尾辻委員 一部事務組合というのは、結構やはり市民からは遠いんですね。まあ大阪もそうですけれども、大阪市以外で一部事務組合で水道をやっていますけれども、各市から一人しか出ないんですよ。そういうところでコンセッション方式をやるというところ、これはなかなか本場に難しいなというふうに思いますし、自治の観点からも、こ

れはいかがなものかというふうに思います。

コンセッション方式はやはりいろんな問題点がありまして、一つは民間会社が運営するというところで、じゃ、民間会社の経営の透明性はどうかなるのかということは非常に問題になるかと思うんですね。

今、全国の自治体で民間委託を受けているヴェオリア、このヴェオリア・ジェネッツという会社があるんですけども、ここは非上場なんです。だから、誰が株主かもわからないし、財務諸表もわからない。

じゃ、こういったところが仮にコンセッションで受けたとして、株主配当とか役員報酬とか、こういうのも総括原価方式ですから、契約の中からお金で払うということになります。株主配当や役員報酬はモニタリングなどでわかるんでしょうか。

○高木副大臣 お答えいたします。

コンセッション事業者に対しては、PFI法等に基づきまして財務状況のモニタリングを行い、役員報酬や配当金等につきましても確認することが可能でございます。また、このように財務状況をモニタリングすることによりまして、水道料金や民間事業者の役員報酬等が極端に高くなるようにできると考えております。

○尾辻委員 諸外国の中ではやはり役員報酬が非常に高いというようなことが起こっておりますので、しっかりとモニタリング、これは担保されているということなので、していただきたいと思えます。

ちよつと飛ばしまして、広域化の話もちよつとお聞きしたいと思うんですね。

今、コンセッションの話聞いてきました。大臣の最初の森山委員の答弁にもあったとおり、コンセッションができる場所というのはやはり限られていると思うんです。つまり、そこに民間会社が入って利益の生まれる場所、そこはコンセッションが入っていく。そこで一番利益が上がる、いいところだけコンセッションで持つていかれて、残りは、じゃ、広域化で本当にやってくださいねということになるんだらうかというのは、私、これは非常に疑問を感じるんですね。

広域化には、メリットもあるけれども、デメリットもやはりあると思います。

特に、熊本の災害の報告書を私も見せていただきましたけれども、やはり災害時に自己水を持っているかどうかというのは非常に大事なんですね。ダウンサイジングや広域化を進めた場合に、県営水道とか広域企業団水道、そこから用水供給を受けますよということになって、自己水とかをもうダウンサイジングの中でやらないということになると、災害のときに本当にこれで大丈夫かなというふうな視点も非常にあるかなというふうに思います。

大阪でも、実際、高槻なんかは、三割の自己水のところは大丈夫だった、七割の広域企業団の部分の水道管が壊れたとかありましたし、豊中も一割の自己水に切りかえたというところで、何とか大丈夫だったということも聞いております。まあ、豊中は壊れませんでしたけれども。

こういった広域化ということについて、私、今このようにならよつと疑問もあるんですけども、本当に連携が必要な地域が取り残されたり、災害のときに逆に脆弱性になってしまったりしませんでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

広域化は、御指摘いただきましたように、非常に重要なことでございます。この広域連携につきましては、それぞれの事業基盤に格差がありますことから、住民や議会の理解を得ることを含めまして、その調整が非常に難しいという現状がございます。

このため、都道府県に市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の間の調整を行う広域連携の推進役を担っていただくということが重要でございます。今般の水道法改正法案におきましては、都道府県に対しまして広域的な水道事業者等の連携を進める責務を法的に位置づけて、リーダーシップをとって進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

この広域連携の推進役でございます都道府県が主導する広域連携の協議会や水道基盤強化に関する議論を行う中で、地方公共団体が、コンセッションも含めまして、水道事業のあるべき姿ということを選択することが望ましいというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 都道府県を入れて広域をやっていくということなのですが、このときに、垂直統合だけではなくて近隣自治体の水平統合、こういうこともやはり考えていく必要があると思いますので、

ここは御検討いただきたいと思えます。

今、この水道法、コンセッションのを中心に聞いてきました。

最初にあった新水道ビジョンの中で言っている三つのことについて、私は、今お話を聞いても、やはりコンセッションは違うんじゃないかなという思いがすぐくするわけですね。

大臣、本当にこの二十四条のコンセッションを入れることで、強靱、持続、安全な水道になるかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○加藤国務大臣 今回の法案は、コンセッションのみならず、今委員御指摘の広域化をどう進めていくか、そういった中において都道府県がリーダーシップをとっていただく、そういったことも盛り込ませていただき、現下の水道施設が老朽化をしていく、人口減少の中で料金収入の減少など水道の事業基盤が急速に悪化をしている、こういう状況にどう対処していこうか、そしてまた、それぞれの状況は当然地域によっても異なるわけでありますから、その地域において地方公共団体が主体的に取り組んでいただく、その環境をつくっていく、こういうことであります。

このコンセッション方式については、今申し上げた有効な選択肢となるよう、安定性、これは災害時への対応ということも含めた安定性、あるいは水質の確保ということも含めた安全性、あるいは経営面から見た持続性の確保に十分留意をした制度として整備をすることでございますので、それぞれ、例えば不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残

したまま運営権の設定を可能としてほしいという、まず地方公共団体からの要望があり、今回のこうした仕組みを、今、先ほど委員から御指摘のあるさまざまな懸念というものを念頭に置きながら、そうした懸念に対応できる、そういう仕組みとして提案をさせていただいたということでごさいますので。

これも先ほどから申し上げているように、全てこれによってやってくれということではなく、あくまでも選択肢の一つとして提供させていただいている。そういう意味において、その選択肢を、せつかくの選択肢を削除する必要はないのではないかとというふうに考えております。

○尾辻委員 議論させていただきましたけれども、コンセンションは、やはり不測の事態とか災害時に、契約ということが縛りになって、これはうまくいかないんじゃないか、そういうのはたくさん今の質疑の中でも出てきたと思います。私は、二十四条は、コンセンション方式のところは撤回すべきだということを申し上げておきたいと思いません。

最後に一問だけ、児童虐待をさせていただければと思います。

私たち、児童福祉司を増員するという法案を提出させていただきました。そして、審議をお願いしていますけれども、まだ審議時間をとっていただけない状況になっております。ぜひとも審議時間をとっていただきたいということをまずここで申し上げておきたいと思えます。

きょう、二つ新聞記事をつけております。一つ

は、二〇一〇年の雑誌の記事ですけれども、児童が働きたくない、児童相談所の担当者は、あすは我が身だということ、非常に無力感とバーンアウトしているということがここに書かれてあります。なぜそういうことになるのかというと、一枚おめくりいただいた最終八ページのところにありますけれども、これは忙し過ぎるということが書いてあるわけですね。非常に責任が重い、そして対人関係でやっていると、このようにケースがたたくさんあるというようなケースであります。ですから、やはり児童福祉司の増員こそが一番まず私たちがやれることではないかとというふうに思っております。

そして、さらに、私は、重大事故が起こったときの検証、これは今回もされるということなんです、その検証がちゃんとフィードバックされているのかということについて、これをちよつとお聞きしたいんですけれども、今、第十三次まで来ていると思えます、子ども虐待による死亡事例等の検証結果、これは報告が上がっておりますけれども、これが研修に使われている割合というのはどれぐらいになっていきますか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘いただきました、国において行っております社会保障審議会児童部会での児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会、十三次にわたる報告について、それぞれ報告が出た際には、都道府県等において関係部署や関係機関に配付をまずさせていただいておりますが、平成二十九年に把握をした段階におきましては、都道府県

がそれを研修に活用しているというのは約四割という数字を手元に持っております。

ただ、あわせて、平成二十八年度の児童福祉法の改正におきまして、平成二十九年四月から、それぞれ、児童相談所におられる児童福祉司の任用前の講習会、あるいは児童福祉司の任用後の研修、さらには要保護児童対策調整機関の専門職の研修などの講習会のテキストとして、このような形における死亡事例の検証結果についての活用を促しているところでございます。

私も国としましては、もちろんホームページなどによってこの検証結果を広く公開いたしますし、これまでも、児童相談所運営指針あるいは市町村子ども家庭支援指針において、この検証事例から、検証結果から学びを引き継いでいくことが重要ということで、いろいろな会議、例えば全国の関係者が集まる会議などにおいてそのような取組を説明し、また周知徹底、活用を促しているところでございます。

○尾辻委員 やはり四割というのは私は少ないと思うんです。重大事故があつて死亡事故があつたのに、そのうち四割の自治体しかこれは検証していない。報告書を読むと自治体自身も検証していないケースがあつたりしますから、ここはしっかりとやっていただきたいということを指摘をさせていただきますまして、私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。